

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

1 本特記仕様書は、 設計第90号 普通河川(砂防指定地) 桜川 河川維持工事 に適用する。

2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

- ・土木工事共通仕様書（令和4年8月 広島県）

※土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載されている。

URL:<http://choutatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

- ・その他関連規格類

第2節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

第3節 現場代理人の兼務

1 受注者は、前節（1）に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務をすることができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であること
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること
- (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

2 受注者は、前項に掲げるほか、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）以上の工事で密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所で施工する公共工事において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について兼務することができる。

- (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
- (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務できないものとする。
 - (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかつたことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行つた者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠つた者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 4 節 週休2日制工事（受注者希望型）

本工事は、週休2日制工事（受注者希望型）であり、「三次市週休2日制工事実施要領」に基づき実施すること。

第 5 節 情報共有システム

- 1 請負金額500万円以上の工事（災害復旧工事は除く）は本システムの利用対象工事とする。ただし、対象外の工事であつても受注者が希望する場合は本システムを利用することができます。
- 2 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム（市町利用）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhouhisutemu2.html>

第 6 節 主任技術者の配置要件等

広島県共通仕様書1-1-3-2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」及び「6. 誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

第 2 章 施工条件

第 1 節 公害対策

1 水替・流入防止施設

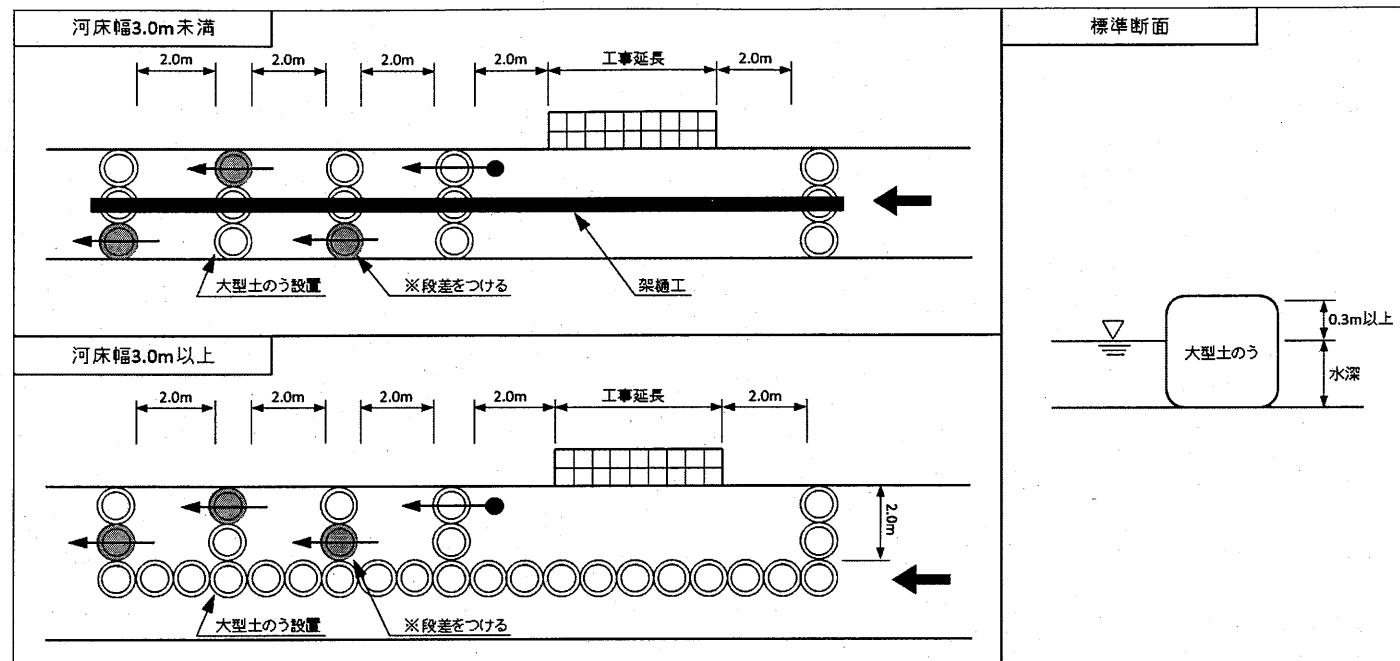
内 容	水替工として必要最小限の仮締切工と締切排水工を見込んでいる。
期 間	締切排水期間は、作業時排水として、8日を見込んでいる。

2 潜水・湧水処理

- 1 本工事では潜水処理（沈砂池）の施工を見込んでいる。当施設は、任意仮設とする。
- 2 下記の図を標準とするが、これによらない場合も同等の施設を施工する事とし監督職員の了解を得て工事着手すること。
- 3 漁業権設定区域内の箇所もしくはその区域内に影響を与える恐れのある箇所については、工事着手前に漁業組合の同意を得ること。
- 4 工事発注後に明らかになった、やむを得ない事情により、上記により難い場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
- 5 使用した大型土のう袋等はナンバーリングを行い、撤去時に空袋枚数を記録し確実に河川内に残さないよう管理すること。
- 6 大型土のう

次のいずれかの要件に該当する場合は、袋体が破損する恐れがあるので「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアルで要求される性能（19項目）を全て満たした製品を使用すること。

- (1) 容量 1 m^3 当たりの中詰材重量が 10 kN を超える場合 (20 kN 未満)
 (2) 2か月を超えて屋外で使用する場合 (3年未満)



第3章

その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 工事着手前に漁業組合と協議を行い、同意書等の承諾を得ること。
- 3 また、汚濁防止施設の撤去の際には濁りが生じる可能性があるため、事前に漁業組合へ連絡すること。